

2021年7月10日

大阪高裁控訴審第2回口頭弁論、裁判報告会の報告

控訴審第2回口頭弁論

1. 2021年6月29日（火）14時～14時30分
2. 大阪高裁202号大法廷
第6民事部B係 大島 眞一 裁判長
3. 控訴人弁護団：佐藤 真理、安藤 昌司、白井 啓太郎、辰巳 創史、星 雄介、今治 周平、松本 恒平の各弁護士
4. 被控訴人代理人：平山 浩一郎 弁護士他1名
5. 傍聴人：29名（京都市、大阪府、神戸市からも参加）
6. 審理
 - (1) 星 雄介 弁護士意見陳述
長井 暁 氏（元NHK チーフプロデューサー）の証人採用を求める陳述をいたしました。
長井氏は、NHKの報道番組が時の政権から干渉を受けて、政治的公平性が歪められた事実や、公共放送の在り方を論じた「意見書」を作成し、これは書証として大阪高裁に提出されています。
 - (2) 辰巳 創史 弁護士意見陳述
醍醐 總 氏（市民団体「NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ」代表）の証人採用を求める陳述をいたしました。
醍醐氏は、原判決（奈良地裁）を具体的に分析・検討し徹底的に批判した意見書を作成し、これは書証として提出されています。
 - (3) 佐藤 真理 弁護団長意見陳述
今後、西土 彰一郎 教授（成城大学）の論文を、田島 泰彦 教授（早稲田大学）の意見書を書証として提出予定であることを陳述しました。
 - (4) 被控訴人NHKは、裁判長の反論するかどうかの問いかけに、反論する必要はないと解答しました。
 - (5) 次回口頭弁論は10月19日（会）14時～と決まりました。

裁判報告会

1. 2021年6月29日（火）14時30～15時30分
2. 大阪中央公会堂 36, 37, 38 会議室
3. 参加者 傍聴参加者29名＋弁護団弁護士5名
4. 裁判報告
 - (1) 佐藤 真理 弁護団長
 - ・今日の弁論で、結審の危険性があるかと思っていたが、審理はさらに続くことになり、次の口頭弁論は10月19日に決まった。

- ・今回長井 暁さん、醍醐 總さんの意見書を提出した。
- ・今後の予定として、西土先生の論文（法律時報 8 月号掲載）、田島先生の意見書（執筆中）を提出する。興味ある展開になってくると思われる。
- ・控訴審でどのような判決が出るか解らないが、これらの書証を武器として、最高裁大法廷まで闘っていきたい。
- ・かねてから、奈良以外でも同様の裁判を起こすように訴えている。
- ・今度醍醐先生が中心になって、下記②の問題で、NHK 経営委員会の議事録開示請求訴訟を起こしている。
- ・今回提出した控訴人準備書面（1）では、一審口頭弁論終了後も続いている放送法第 4 条 1 項各号に違反する放送の事例を 5 項目記述した。
 - ① NHK の中期経営計画と政権との距離—NHK の経営は政権の意のままであること。
 - ② かんぽ生命不正販売を報じた NHK 番組への郵政グループからの圧力に屈した経営委員会の上田会長への嚴重注意問題。
 - ③ 日本学術会議会員任命拒否問題についての NHK の報道。
 - ④ コロナ禍対策とオリンピック・パラリンピック開催問題についての NHK の報道。
 - ⑤ 核兵器禁止条約交渉不参加問題についての NHK の報道。
- ・控訴人準備書面（1）の中で控訴理由補充書（その 2）の補充を行った。一審での「BBC と NHK の選挙報道の比較」に関する原告らの主張が、原判決では脱漏されている。控訴審判決では一審原告らの主張を補充のうえ、裁判所の判断を求める。

（2）辰巳 創史 弁護士

- ・今日は星弁護士が、長井さんの証人申請につき、辰巳が醍醐先生の証人申請につき意見陳述を行った。一般的に証人申請はなかなか認められない。法廷で裁判官 3 人が話しあって（合議して）いたので、その場で却下されるのではないかと心配したけれど、今回却下はなくて、次回の判断になった。こちらとしては、お二人の意見書を出しているが、裁判官がそれを読んだ上でさらに話を聴きたいということになれば証人採用の可能性もある。通常は、こちらが証人申請したら、被控訴人はその必要はないなどと意見を述べるが、今回 NHK はそれすらしようとしなない。10 月 19 日に証人が認められることを期待したい。

（3）今治 周平 弁護士

- ・今回準備書面の、NHK は政権に忖度しているというところを分担し、砂川浩慶立教大学教授の執筆の記事（放送レポート NO 289）を参考にして書いた。
- ・最近 NHK の人事で、板野専務理事退任という当初の案が突如撤回されて、再任されるということがあった。板野氏は政権寄りの人で、政権からの介入があったのではないかとされている。この訴訟を通じて NHK のこのような政

権への忖度の問題をはっきりさせたい。

(4) 松本 恒平 弁護士

- ・私は準備書面で、NHK のオリンピック報道について 3 点書いた。一つめは聖火リレーの生配信において音声の一部を意図的に削除したこと。
 - 二つめは、オリンピックに関する世論調査に関すること。2021 年 1 月までは、「東京五輪・パラは開催すべきか」という質問をし、『開催すべき』が 16%、『さらに延期すべき』と『中止すべき』を合わせると 77%と報道した。ところが、2021 年 2 月以降は、開催の是非そのものを問う形式から、開催を前提にして、その実施方法を問う質問に変更して、その結果、「これまでと同様に行う」が 3%、「観客の数を制限して行う」29%、「無観客で行う」23%、「中止する」が 38%と報道するようになった。（「延期する」という選択肢をなくした。）
 - 三つめは、NHK スペシャル「令和未来会議」の放送を当初の予定を、上層幹部の指示で一端中止したこと。後に延長して放送したこと。
- 以上の三つは、いずれも政府のオリンピック開催方針に迎合するものであり、このようなNHKの姿勢は、NHKのオリンピック報道全体について、放送法 4 条 1 項 2 号ないし 4 号に反するものである。

(5) 溝川さん（奈良の会発足時の呼びかけ人）の終わりの発言

奈良の会発足の時に、会員参加の呼びかけ人の一人として参加しました。当初宮内さんが一人で NHK に立ち向かって裁判を始めてということで、支援をしてきました。その裁判がこれだけ大きく発展して奈良から広がっていることを心強く感じています。

昨日の報道で、NHK の前田会長が板野専務理事の退任の人事案を経営委員会に提出した後にこれをひっこめるということがありました。官邸（菅さん）と板野さんが密接な関係にある中で、板野を外すなという圧力に屈したということで、NHK の政権への忖度が続いているのです。

それを打ち破るには、このような裁判闘争であるとか、市民運動の力で変えていかないとどうにもならないと思います。この運動は、真正面から公共放送としての NHK に公正な放送をしてくれという当然のことを求めているものです。我々に理があり、義のある闘いなので、最高裁まで行くという佐藤先生の心強いお言葉で、奈良から始まったこの闘いが、大きく世の中を変えていくことを期待したい。

昨日 斎藤幸平 さんの『人新世の「資本論」』を読んで、「3.5%」の人々が非暴力的な方法で、本気で立ち上がると、社会が大きく変わるという研究が紹介されていました。新自由主義でやられている今の体制を小手先で直していくのではなく、資本主義そのものにメスを入れていかないとどうにもならない、そうしないと地球が滅びてしまうということが書かれていました。

このことに力づけられて、今後とも最高裁まで頑張っていきたいと思います。